

○実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について（平成 23 年 11 月 4 日社援基発第 1104 第 1 号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
平成 23 年 11 月 4 日 社 援 基 発 1104 第 1 号 各 { 都道府県 民生主管部局長 指定都市 民生主管部局長 中 核 市 民生主管部局長 地 方 厚 生（支）局 長 関 係 団 体 の 長 } 殿 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長 実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について 実務者養成施設等（学校を含む。以下「実務者養成施設等」という。）の「他研修等の修了認定」については、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（介護福祉士養成施設における医療的ケアの教育及び実務者研修関係）」（平成 23 年 10 月 28 日社援発 1028 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「養成施設施行通知」という。）及び「社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令の施行について（介護福祉士学校における医療的ケアの教育及び実務者研修関係）」（平成 23 年 10 月 28 日 23 文科高第 721 号 社援発 1028 第 2 号 文部科学省高等教育局長・厚生労働省社会・援護局長）	平成 23 年 11 月 4 日 社 援 基 発 1104 第 1 号 各 { 都道府県 民生主管部局長 指定都市 民生主管部局長 中 核 市 民生主管部局長 地 方 厚 生（支）局 長 関 係 団 体 の 長 } 殿 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長 実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について 実務者養成施設等（学校を含む。以下「実務者養成施設等」という。）の「他研修等の修了認定」については、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（介護福祉士養成施設における医療的ケアの教育及び実務者研修関係）」（平成 23 年 10 月 28 日社援発 1028 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「養成施設施行通知」という。）及び「社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令の施行について（介護福祉士学校における医療的ケアの教育及び実務者研修関係）」（平成 23 年 10 月 28 日 23 文科高第 721 号 社援発 1028 第 2 号 文部科学省高等教育局長・厚生労働省社会・援護局長）

働省社会・援護局長通知。以下「学校施行通知」という。）」にてお示ししているところ です。

今般、下記のとおり、ご留意いただきたい事項をお示しするので、通知します。

記

1 届出の必要がない研修にかかる修了認定科目について

実務者研修の「他研修等の修了認定」について、養成施設施行通知及び学校施行通知 2 の（４）により、訪問介護員養成研修、介護職員基礎研修、認知症介護実践者研修、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受けている介護福祉士学校及び福祉系高等学校等並びに厚生労働大臣の指定を受けている介護福祉士養成施設が行う教育科目（実務者研修の教育内容と同様の教育を行う科目に限る。）、喀痰吸引等研修については、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生（支）局に改めて届け出る必要はないとしているところですが、当該研修を修了した場合の実務者研修受講時間数及び科目の修了認定については、別添 1 のとおりとしますので、貴都道府県市におかれては、当該研修を実施している事業者、団体等に周知いただきますようお願いいたします。

また、**各都道府県及び**各地方厚生（支）局におかれては、実務者養成施設等に周知いただきますようお願いいたします。

2 （略）

働省社会・援護局長通知。以下「学校施行通知」という。）」にてお示ししているところ です。

今般、下記のとおり、ご留意いただきたい事項をお示しするので、通知します。

記

1 届出の必要がない研修にかかる修了認定科目について

実務者研修の「他研修等の修了認定」について、養成施設施行通知及び学校施行通知 2 の（４）により、訪問介護員養成研修、介護職員基礎研修、認知症介護実践者研修、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受けている介護福祉士学校及び福祉系高等学校等並びに厚生労働大臣の指定を受けている介護福祉士養成施設が行う教育科目（実務者研修の教育内容と同様の教育を行う科目に限る。）、喀痰吸引等研修については、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生（支）局に改めて届け出る必要はないとしているところですが、当該研修を修了した場合の実務者研修受講時間数及び科目の修了認定については、別添 1 のとおりとしますので、貴都道府県市におかれては、当該研修を実施している事業者、団体等に周知いただきますようお願いいたします。

また、各地方厚生（支）局におかれては、実務者養成施設等に周知いただきますようお願いいたします。

2 （略）

別添 1

届出の必要がない研修にかかる修了認定科目について

教育内容	実務者 研修 時間数	介護職員 初任者 研修	生活援助 促進者 研修	介護に 関する 入門的 研修	訪問介護員研修			介護職員 基礎研修	その他 全国 研修
					1級	2級	3級		
人間の尊厳と自立	5	○	○		○	○	○	○	
社会の理解Ⅰ	5	○	○		○	○	○	○	
社会の理解Ⅱ	30				○			○	
介護の基本Ⅰ	10	○	○		○	○		○	
介護の基本Ⅱ	20				○	○		○	
コミュニケーション技術	20				○			○	
生活支援技術Ⅰ	20	○			○	○	○	○	
生活支援技術Ⅱ	30	○			○	○		○	
介護過程Ⅰ	20	○			○	○		○	
介護過程Ⅱ	25				○			○	
介護過程Ⅲ (スクーリング)	45							○	
発達と老化の理解Ⅰ	10				○			○	
発達と老化の理解Ⅱ	20				○			○	
認知症の理解Ⅰ	10	○	○	○	○			○	認知症実 践者研修
認知症の理解Ⅱ	20				○			○	認知症実 践者研修
障害の理解Ⅰ	10	○	○	○	○			○	
障害の理解Ⅱ	20				○			○	
こころとからだのしくみⅠ	20	○			○	○		○	
こころとからだのしくみⅡ	60				○			○	
医療的ケア	50(※)								喀痰吸引 等研修
実務者研修 受講時間数	450	320	410	430	95	320	420	50	

※「医療的ケア」は講義50時間とは別に演習を修了する必要があります。

別添 1

届出の必要がない研修にかかる修了認定科目について

教育内容	実務者研修 時間数	介護職員 初任者研修	訪問介護員研修			介護職員 基礎研修	その他 全国研修
			1級	2級	3級		
人間の尊厳と自立	5	○	○	○	○	○	
社会の理解Ⅰ	5	○	○	○	○	○	
社会の理解Ⅱ	30		○			○	
介護の基本Ⅰ	10	○	○	○		○	
介護の基本Ⅱ	20		○	○		○	
コミュニケーション 技術	20		○			○	
生活支援技術Ⅰ	20	○	○	○	○	○	
生活支援技術Ⅱ	30	○	○	○		○	
介護過程Ⅰ	20	○	○	○		○	
介護過程Ⅱ	25		○			○	
介護過程Ⅲ (スクーリング)	45					○	
発達と老化の理解Ⅰ	10		○			○	
発達と老化の理解Ⅱ	20		○			○	
認知症の理解Ⅰ	10	○	○			○	認知症実 践者研修
認知症の理解Ⅱ	20		○			○	認知症実 践者研修
障害の理解Ⅰ	10	○	○			○	
障害の理解Ⅱ	20		○			○	
こころとからだのし くみⅠ	20	○	○	○		○	
こころとからだのし くみⅡ	60		○			○	
医療的ケア	50(※)						喀痰吸引 等研修
実務者研修 受講時間数	450	320	95	320	420	50	

※「医療的ケア」は講義50時間とは別に演習を修了する必要があります。

別添 2

福祉関係研修実施者の皆様へ

実務者研修認定ガイドライン

(平成 30 年 4 月)

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

福祉人材確保対策室

■はじめに

先の国会で成立した改正「社会福祉士及び介護福祉士法」(平成 23 年 6 月公布)等により、平成 28 年度の介護福祉士国家試験から実務経験 3 年に加え 6 月以上の実務者研修の受講が必要となりました。

この実務者研修については、地域の団体等で実施されている研修(以下、「地域研修」といいます。)であって、一定の内容・質、時間数が担保されているものを修了した場合には、実務者研修の実施者の判断により科目単位での修了認定を可能とすることとしています。

この度、できるだけ多くの研修が修了認定の対象となるよう、以下のとおり運用方針をまとめましたので、今後の研修カリキュラムの策定等の参考にしてください。

■修了認定の流れ

- (略)
- (略)
- なお、介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、介護に関する入門的研修、訪問介護員養成研修(1 級・2 級・3 級)、介護職員基礎研修、認知症介護実践者研修、喀痰吸引研修等については、届出の必要はありません。これらの研修の履修認定科目については、別表を参照してください。(P 4)

(略)

別添 2

福祉関係研修実施者の皆様へ

実務者研修認定ガイドライン

(平成 24 年 5 月)

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

福祉人材確保対策室

■はじめに

先の国会で成立した改正「社会福祉士及び介護福祉士法」(平成 23 年 6 月公布)により、平成 27 年度の介護福祉士国家試験から実務経験 3 年に加え 6 月以上の実務者研修の受講が必要となりました。

この実務者研修については、地域の団体等で実施されている研修(以下、「地域研修」といいます。)であって、一定の内容・質、時間数が担保されているものを修了した場合には、実務者研修の実施者の判断により科目単位での修了認定を可能とすることとしています。

この度、できるだけ多くの研修が修了認定の対象となるよう、以下のとおり運用方針をまとめましたので、今後の研修カリキュラムの策定等の参考にしてください。

■修了認定の流れ

- (略)
- (略)
- なお、介護職員初任者研修、訪問介護員養成研修(1 級・2 級・3 級)、介護職員基礎研修、認知症介護実践者研修、喀痰吸引研修等については、届出の必要はありません。これらの研修の履修認定科目については、別表を参照してください。(P 4)

(略)

別表

届出の必要がない研修にかかる修了認定科目について

教育内容	実務者 研修 時間数	介護職員 初任者 研修	生活援助 従事者 研修	介護に 関する 入門的 研修	訪問介護員研修			介護職員 基礎研修	その他 全国 研修
					1級	2級	3級		
人間の尊厳と自立	5	○	○		○	○	○	○	
社会の理解Ⅰ	5	○	○		○	○	○	○	
社会の理解Ⅱ	30				○			○	
介護の基本Ⅰ	10	○	○		○	○		○	
介護の基本Ⅱ	20				○	○		○	
コミュニケーション技術	20				○			○	
生活支援技術Ⅰ	20	○			○	○	○	○	
生活支援技術Ⅱ	30	○			○	○		○	
介護過程Ⅰ	20	○			○	○		○	
介護過程Ⅱ	25				○			○	
介護過程Ⅲ (スクーリング)	45							○	
発達と老化の理解Ⅰ	10				○			○	
発達と老化の理解Ⅱ	20				○			○	
認知症の理解Ⅰ	10	○	○	○	○			○	認知症実 践者研修
認知症の理解Ⅱ	20				○			○	認知症実 践者研修
障害の理解Ⅰ	10	○	○	○	○			○	
障害の理解Ⅱ	20				○			○	
こころとからだのしくみⅠ	20	○			○	○		○	
こころとからだのしくみⅡ	60				○			○	
医療的ケア	50(※)								喀痰吸引 等研修
実務者研修 受講時間数	450	320	410	430	95	320	420	50	

※「医療的ケア」は講義50時間とは別に演習を修了する必要があります。

別添1及び別添2 (略)

別表

届出の必要がない研修にかかる修了認定科目について

教育内容	実務者研修 時間数	介護職員 初任者研修	訪問介護員研修			介護職員 基礎研修	その他 全国研修
			1級	2級	3級		
人間の尊厳と自立	5	○	○	○	○	○	
社会の理解Ⅰ	5	○	○	○	○	○	
社会の理解Ⅱ	30		○			○	
介護の基本Ⅰ	10	○	○	○		○	
介護の基本Ⅱ	20		○	○		○	
コミュニケーション 技術	20		○			○	
生活支援技術Ⅰ	20	○	○	○	○	○	
生活支援技術Ⅱ	30	○	○	○		○	
介護過程Ⅰ	20	○	○	○		○	
介護過程Ⅱ	25		○			○	
介護過程Ⅲ (スクーリング)	45					○	
発達と老化の理解Ⅰ	10		○			○	
発達と老化の理解Ⅱ	20		○			○	
認知症の理解Ⅰ	10	○	○			○	認知症実 践者研修
認知症の理解Ⅱ	20		○			○	認知症実 践者研修
障害の理解Ⅰ	10	○	○			○	
障害の理解Ⅱ	20		○			○	
こころとからだのし くみⅠ	20	○	○	○		○	
こころとからだのし くみⅡ	60		○			○	
医療的ケア	50(※)						喀痰吸引 等研修
実務者研修 受講時間数	450	320	95	320	420	50	

※「医療的ケア」は講義50時間とは別に演習を修了する必要があります。

別添1及び別添2 (略)